

○鯖江広域衛生施設組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例

（昭和58年5月26日）
（ 条 例 第 7 号 ）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果に関しては、鯖江市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年鯖江市条例第9号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。